

第 96 号 議 案

公の施設の指定管理者の指定について

長崎県難病相談・支援センター条例（平成18年長崎県条例第24号）第2条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公 の 施 設 の 名 称	指定管理者となる団体の名称	指 定 の 期 間
長崎県難病相談・支援センター	長崎市恵美須町4番5号 NBC 3rdビル5F 一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき 代表理事 福地 照子	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

令 和 5 年 11 月 27 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

（提案理由）

長崎県難病相談・支援センターの指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び長崎県難病相談・支援センター条例第5条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。